

『2012年度 総会記念シンポジウム「多摩の共同保存のいままでとこれから」 記録および資料集』刊行に当たって

2012年5月20日、国分寺労政会館において標記のシンポジウムが開催されました。本冊子はその記録集です。

東京都教育委員会は、2002（平成14）年2月に『今後の都立図書館のあり方～社会経済の変化に対応した新たな都民サービスの向上を目指して～』を公表しました（報告書の日付は1月23日）。それによって東京都立図書館の運営方針の見直しが行なわれ、①都立図書館での「資料収集、保存は原則1点」とし、「重複して所蔵している資料」は、除籍して「再活用」する。②「現有書庫の範囲内」での保存、すなわち永久保存の見直しを行なう。③「区市町村立図書館間の相互協力ネットワークづくり」の促進などによる区市町村立図書館への協力貸出の縮小を射程に入れました。

次いで東京都教育委員会は、2005（平成17）年8月に『都立図書館改革の基本的方向（第二次都立図書館あり方検討委員会報告）』を公表しました。さらに2006（平成18）年8月、『都立図書館改革の基本的方向』の内容を具体化した『都立図書館改革の具体的方策』を公表しました。

都立図書館による資料の大量廃棄は、その過程で図書館員とそのOB・OG、市民による広範な反対運動を生み出しました。その一方で、多摩地域の市町村立図書館も書庫の容量が一杯で廃棄を余儀なくされていることから、共同保存・利用図書館を起ち上げようという機運が生まれました。それが私たちの「特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩」（通称「多摩デポ」）による共同保存図書館構想です。

都立図書館の資料はもちろん、市町村立図書館が持ちきれなくなった資料を共同保存し、それらを協力貸出によって提供することは、都道府県立図書館の本来の役割です。しかし、都立図書館がそれを放棄している以上、私たちの運動には大義があります。

また、都立図書館の協力貸出については、前述した『今後の都立図書館のあり方』の公表以来、大幅に見直されてきましたが、『都立図書館改革の具体的方策』では、今後更に後退させる方向が明確にされました。協力貸出の見直しの具体的な内容としては、①協力貸出方針の見直し、②費用負担・搬送方法の検討などが挙げられていますが、東京都市町村立図書館長協議会の反対を押し切って、2009年4月以降、別表に示す見直しが一方的に実施されました。

本シンポジウムは、以上の背景の下に企画・実施されましたが、当日の記録をまとめ、かつ関係資料を加えた「記録集」として刊行するのに、かなりの時間を要してしまいました。

刊行が大幅に遅れたことにつきましては、衷心からお詫びを申し上げます。

2016年10月20日

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩
理事長 座間 直壯

【別表】 協力貸出の主な見直し内容

資料の長期保存の観点から、右の資料は借受館での館内閲覧（貸出禁止）とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 刊行後30年を経過した図書・雑誌・ 都立図書館が保全上の配慮が必要と認めるもの
「東京マガジンバンク」（都立多摩図書館内）の開設に伴い、右の雑誌は協力貸出対象外とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 都立中央図書館から「東京マガジンバンク」へ移管した雑誌や新たに購入した雑誌・ 協力貸出対象でも刊行後1年間以内の雑誌
協力貸出の期間を短縮する。	<ul style="list-style-type: none">・ 都立図書館の来館者サービスに支障を来さないよう、配送や利用者への連絡にかかる日数も含めて、貸出期間を従来の35日から28日に短縮する。